

議案第22号

図書館条例施行規則中改正について

図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月18日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

図書館条例施行規則の一部を改正する規則

図書館条例施行規則（昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号）を次のように改正する。

第2条の見出しを「（個人の館外利用等）」に改め、同条第1項中「するとき」の次に「又は電子書籍（電子的記録を用いて出版した、図書資料と同等の内容を持つ著作物で、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用できるものをいう。以下同じ。）を利用しようとするとき」を加え、同条第3項本文中「以下同じ」を「第13条第3項を除き、以下同じ」に改め、同項ただし書中「貸出期間延長の申し出」を「貸出期間の延長の申出」に改め、同条に次の3項を加える。

6 図書館カードの有効期間は、交付を受けた日から起算して5年間とする。
ただし、次項の規定による有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新を受けた日から起算して5年間とする。

7 図書館カードの所有者は、有効期間（この項の規定により有効期間の更新を受けている場合にあっては、当該更新後の有効期間。以下この項において同じ。）の満了後に引き続き館外で資料を利用しようとするとき又は電子書籍を利用しようとするときは、図書館カードの有効期間の更新を受けなければならない。

8 第1項の規定は、前項の有効期間の更新の手続について準用する。

第4条の見出しを「（図書資料の予約）」に改める。

第5条第1項中「及び第16条」を「、第13条及び第18条」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「資料」の次に「又は電子書籍（以下「資料等」という。）」を加え、同条第1号中「資料」を「資料等」に改める。

第7条中「図書」を「図書資料」に改める。

第16条を第18条とする。

第15条中「資料」を「資料等」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(電子書籍の利用)

第13条 電子書籍を利用できる者は、第2条第2項第1号に掲げる者であつて、同条第1項の規定により図書館カードの交付を受けたものとする。

2 貸出しを受けることができる電子書籍(館長が別に定めるものに限る。第4項を除き、以下同じ。)は、利用者1人につき2点以内とする。

3 電子書籍の貸出期間は、貸出日から起算して15日間を限度とする。ただし、他の利用者の予約がない場合は、インターネットにより、1回に限り、貸出期間の延長の申出があった日から15日間を限度として、貸出期間を延長することができる。

4 第6条の規定により資料の利用の停止を受けている者は、電子書籍を利用することができない。

(電子書籍の予約)

第14条 図書館カードの所有者(前条第1項に規定する者に限る。)は、インターネットにより、2点を限度として、電子書籍の貸出の予約をすることができる。

2 前項の予約を受けた電子書籍が貸出可能となった場合において、8日以内に当該電子書籍の利用がないときは、当該予約を無効とする。

第8号様式中「(第14条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

附 則

1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている図書館カードに対する改正後の第2条第6項の規定の適用については、同項中「交付を受けた日」とあるのは「令和6年8月1日」とする。

(提案理由)

電子図書館サービスの導入に伴い、所要の条文整備を行うため。

又は電子書籍（電子的記録を用いて出版した、図書資料と同等の内容を持つ著作物で、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用できるものをいう。以下同じ。）を利用しようとするとき

等

（個人の館外利用）

第2条 個人が館外で資料を利用しようとするときは、貸出利用申込書（第1号様式）に個人の身元を確認できる書類その他の館長が必要と認める書類を添えて館長に提出し、図書館カード（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により図書館カードの交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、館長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 他市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき、図書資料の館外利用を受けることができるとされている者

3 図書館カードにより貸出しを受けることができる図書資料は10冊以内（前項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した冊数を限度とする。第7条第2項において同じ。）とし、貸出期間（図書館条例第3条第1項第2号及び第3号に規定する期間は算入しないものとする。以下同じ。）は15日以内とする。ただし、他の利用者の予約がない場合は、電話等により、1回に限り、貸出期間延長の申出があった日から15日を限度として、貸出期間を延長することができる。

第13条第3項を除き、

4 館長は、業務上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、貸出期間及び貸出冊数を増やすことができる。

5 貸出利用申込書の記入事項に変更を生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

6 図書館カードの有効期間は、交付を受けた日から起算して5年間とする。ただし、次項の規定による有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新を受けた日から起算して5年間とする。

7 図書館カードの所有者は、有効期間（この項の規定により有効期間の更新を受けている場合にあっては、当該更新後の有効期間。以下この項において同じ。）の満了後に引き続き館外で資料を利用しようとするとき又は電子書籍を利用しようとするときは、図書館カードの有効期間の更新を受けなければならない。

8 第1項の規定は、前項の有効期間の更新の手続について準用する。

↓
[] 図書資料の
(予約)

第4条 図書館カードの所有者は、利用者端末、電話及びインターネット等により、10冊を限度として、図書資料の館外貸出等の予約をすることができる。ただし、第2条第2項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した取扱いとする。

2 前項の予約を受けた図書資料が貸出可能となったときは、予約をした者に連絡をするものとする。この場合において、貸出可能となった日から15日以内に連絡がとれなかったときは、当該予約を無効とする。

3 第1項の予約を受けた図書資料は、前項の連絡がとれた日から15日間取り置くものとする。

(団体の館外利用)

第5条 団体が館外で図書資料を利用しようとするときは、団体貸出利用申込書(第3号様式)を館長(中央図書館の館長に限る。以下この条、第9条、第11条及び第16条において同じ。)に提出して承認を受けなければならない。

2 前項の規定による団体貸出を利用できるものは、市内の事業所及び団体等で、館長が適当と認めたものとする。

3 第1項の規定により団体貸出の承認を受けたものが貸出しを受けることができる図書資料は500冊以内とし、その貸出期間は4月以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは変更することができる。

4 団体が館外で利用する図書資料については、その団体の代表者がその責任を負うものとする。

5 館長は、貸出しを受けている団体に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

(利用の停止)

第6条 館長は、次のいずれかに該当する者に対して、資料¹⁸の利用を停止することができる。 [] 等

(1) 資料¹⁸の返納を怠ったとき。

(2) 不正の行為があったとき。

(3) 館長がその利用を停止させることが必要であると認めたとき。

又は電子書籍(以下「資料等」という。)

(配本所)

資料

第7条 配本所は、必要により市政情報コーナー、コミュニティセンター、生涯学習センター等に設置し、図書[↓]の貸出しその他の奉仕を行う。

2 同時に貸出しを受けることができる図書[↑]は、10冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。

資料

(貸出禁止の資料)

第12条 資料の貸出しを行わないものは、館長が定める。ただし、特別の事由により館長の許可を得たものは、この限りでない。

(電子書籍の利用)

第13条 電子書籍を利用できる者は、第2条第2項第1号に掲げる者であって、同条第1項の規定により図書館カードの交付を受けたものとする。

2 貸出しを受けることができる電子書籍（館長が別に定めるものに限る。第4項を除き、以下同じ。）は、利用者1人につき2点以内とする。

3 電子書籍の貸出期間は、貸出日から起算して15日間を限度とする。ただし、他の利用者の予約がない場合は、インターネットにより、1回に限り、貸出期間の延長の申出があった日から15日間を限度として、貸出期間を延長することができる。

4 第6条の規定により資料の利用の停止を受けている者は、電子書籍を利用することができない。

(電子書籍の予約)

第14条 図書館カードの所有者（前条第1項に規定する者に限る。）は、インターネットにより、2点を限度として、電子書籍の貸出の予約をすることができる。

2 前項の予約を受けた電子書籍が貸出可能となった場合において、8日以内に当該電子書籍の利用がないときは、当該予約を無効とする。

(パーソナルコンピュータ及び無線LANサービスの利用)

- 第¹⁵13条 館内に設置されたパーソナルコンピュータを利用しようとするときは、図書館カードを提示しなければならない。
- 2 前項に規定するパーソナルコンピュータの利用は、原則として1日1回とし、1回につき30分を限度とする。
 - 3 館内に設置された無線LANサービスを利用できる者は、館長が定める要件を満たした者とする。

(紛失賠償届)

- 第¹⁶14条 施設、設備、器具又は資料を損傷、汚損又は紛失した場合は、紛失賠償届(第8号様式)を館長に提出しなければならない。

(寄贈又は寄託)等

- 第¹⁷15条 資料の寄贈又は寄託の受入は、館長が行う。等
- 2 寄託を受けた資料の管理は、図書館の資料に準じて行う。等
 - 3 寄託を受けた資料は、寄託期間中に天災その他やむを得ない事情により亡失又はき損することがあっても、館長はその責めを負わない。

(その他の事項)

- 第¹⁸16条 この規則の施行について必要な事項は、別に館長が定める。

紛失賠償届

(事務処理欄)

年 月 日

(あて先)横須賀市教育委員会

氏 名
(保護者名)
住 所
図書館カード番号

賠償方法

同じ本

類似本

紛失図書	書 名		賠償図書	書 名	
	著 者 名			著 者 名	
	出版社名			出版社名	
	登録番号			登録番号	
	価 格			価 格	
	分類番号			分類番号	
	受 付 者サイン			受 付 者サイン	
賠償の有無	<input type="checkbox"/> 賠償	<input type="checkbox"/> 免除	免除の理由	<input type="checkbox"/> 火災	<input type="checkbox"/> 盗難
				<input type="checkbox"/> その他 ()	